

## 4-3 窓の断熱改修

### (1) 設備の要件

- ① 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するにあたり、国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。

※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

※リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断しリビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。




※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア、勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。

※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。

- ② 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していること。

## (2) 必要書類

### ① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式)	記入例(77ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、 <u>住民票及び納税証明書(マンション管理組合の写しの提出が必要)</u> 。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(84ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が80,000円(マンション等の場合は、80,000円×改修を行う戸数)を下回る場合に限り必要。</u>
申請者の本人確認書類の写し ※マンション管理組合の場合は代表者のもの	・ <u>顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点)</u> 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・ <u>その他顔写真無しのもの(2点以上)</u> 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	<a href="#">一般社団法人環境共創イニシアチブ 先進的窓リノベ事業</a> 、 <a href="#">一般社団法人環境共創イニシアチブ 次世代省エネ建材の実証支援事業</a> (カテゴリ「窓(防火・暴風・防犯仕様)」、「防災ガラス窓」)又は <a href="#">公益財団法人北海道環境財団 補助対象製品一覧</a> (カテゴリ「窓(居間だけ断熱)」、「窓」、「ガラス」)から設置した設備がわかる部分をご用意ください。 ※国の補助制度「子育てエコホーム支援事業」の補助対象製品であって、「先進的窓リノベ事業」の補助対象でない製品については対象外。   
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約(注文)書に①経費の明細、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録を受けている②型番及び設置数、③工事着工(予定)日・工事完了(予定)日が

記載されているもの。

※「断熱窓」のみの記載は不可

(例)

工事請負契約書				
工事名：窓の断熱改修工事				
工事場所：松戸市□□□□				
③ 工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日				
②	内容	SII又は北海道環境財団登録番号	数量	① 価格
	断熱窓 (1階リビング東側)	ABC-0001	1	¥500,000
	断熱窓 (1階リビング南側)	ABC-0001	1	¥500,000
	断熱窓 (2階寝室)	ABC-0002	1	¥250,000
	工事費	-	1	¥250,000
小計				¥1,500,000
消費税及び地方消費税				150,000
合計				¥1,650,000
発注者：〇〇 〇〇				
受注者：△△△△会社				

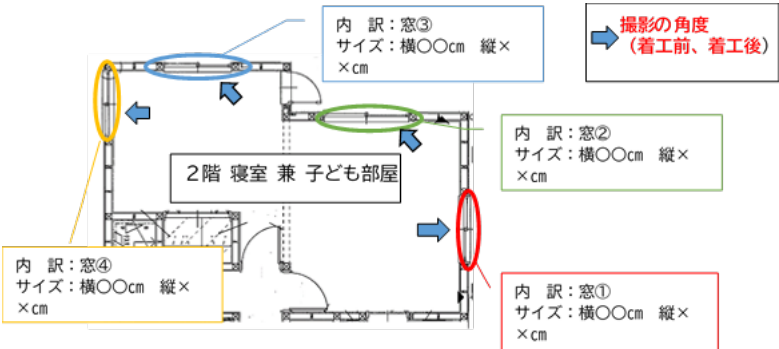
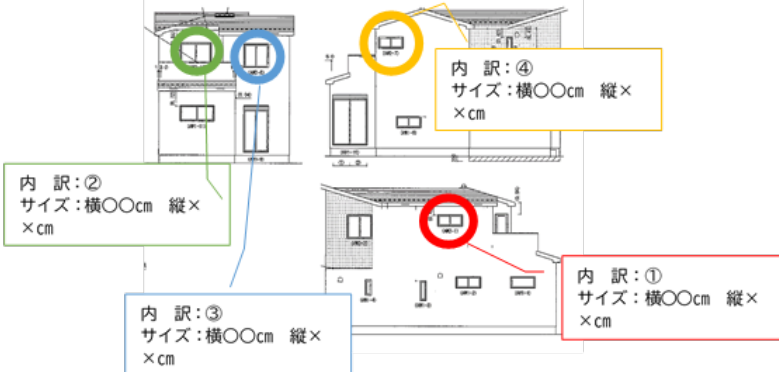
・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、登録番号）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

・工事期間について

契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は**工事着工完了証明書**を追加提出ください。

	<p>ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。</p> <p>なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。</p>
<p>契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき</p>	<p>複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。</p>
<p>領収書等の写し</p>	<p>領収書等に①契約(注文)金額と一致、②契約(注文)書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 (例)</p> <div data-bbox="587 792 1353 1088" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>〇〇様 ①、② 令和 年 月 日</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>¥1,650,000</p> <p>但し、窓の断熱工事費として</p> </div> <p style="text-align: right;">△△△△会社</p> </div> <p><b>【複数回支払いしている場合】</b> その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。</p> <p><b>【クレジットやローン等での支払い場合】</b> 次のいずれかをご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）</li> <li>・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類</li> </ul> <p>※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。</p> <p><b>【領収書発行者が契約(注文先)業者と異なる場合】</b> 主に契約(注文請)業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約(注文)業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。</p> <p>例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等</p> <p><b>【領収書の発行がない場合】</b> 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。</p>

<p>カタログ又は仕様書等の 写し</p>	<p>メーカー名、形状が確認できるもの。 ※メーカーが発行する<b>窓の性能を証明する書類の写し</b>がある場合は、これをもって代用することができます。</p>
<p>設置図面</p>	<p>設置した窓の場所がわかる平面図又は立体図。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。 ※窓の場所がわかるようにマーカ等をし、写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。 ※窓が複数ある場合は、契約書及び写真と照合できるよう、窓のサイズや型式等を書き込むこと。 (例) 【平面図】</p>  <p>【立面図】</p> 
<p>改修前と改修後の写真</p>	<p>室内から撮影した<b>補助対象となる全ての窓の工事前後の写真</b>。 ※工事前後で同じ角度から撮影されていること。 ※工事する窓の場所がわかるようにすること。</p>
<p>未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)</p>	<p><b>メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書 (検査日の記載があるもの)、出荷時にガラスに貼られているシールが確認できる書類等の写し</b> ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていること</p>

	<p>を証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。  ※メーカーが発行する窓の性能を証明する書類の写しがある場合は、代用することが可能です。</p>
<p>既築住宅であることが確認できる書類（いずれか1点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査済証（申請者氏名と検査年月日が記載のもの）の写し</li> </ul> <p>※宛名がハウスメーカーの場合は、家屋に係る登記事項証明書、又は固定資産税課税台帳登録事項証明書の写しを併せて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築台帳記載事項証明書の写し</li> <li>・ 固定資産税課税台帳登録事項証明書（家屋）の写し</li> </ul> <p>※上記証明書の情報は、当該年度の1月1日時点の情報なので要注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税の納税通知書の写し</li> <li>・ 登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し</li> </ul> <p>※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。</p>
<p>マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し  【法人格をもたないマンション管理組合の場合】</p>	<p>総会の議事録等の写し</p> <p>※申請者が代表者として選定されたことがわかる資料であること。</p>
<p>マンション等であることを証する書類（いずれか1点）  【マンション管理組合の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認通知書の写し</li> <li>・ 建築基準法第6条の規定による確認済証の写し</li> <li>・ 記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し</li> </ul> <p>※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。</p>
<p>請求書  （第4号様式）</p>	<p>原本提出（押印必須）</p> <p>請求者及び口座名義は申請者と同一であること。</p>

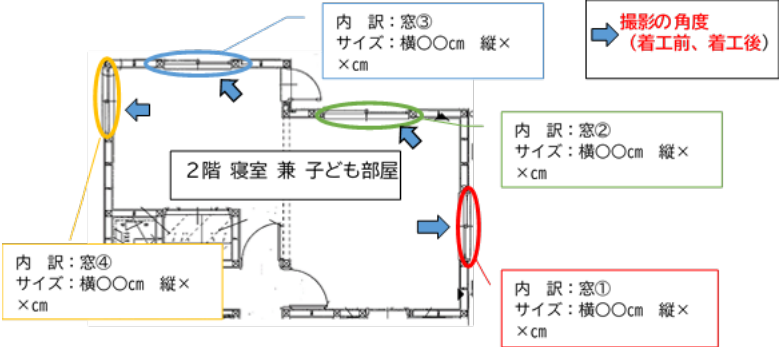
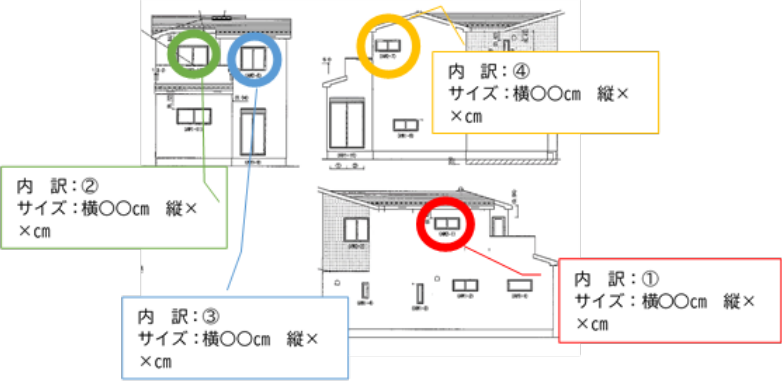
② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式)	記入例（79ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。</u>
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例（84ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が70,000円を下回る場合に限り必要。</u>
申請者の本人確認書類の写し	<p><b>① 申請書上段のリース事業者</b> 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等</p> <p><b>② 申請書下段のリース先</b>（マンション管理組合の場合は代表者のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顔写真付きの官公庁が発行するもの（<u>1点</u>） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等</li> <li>・その他顔写真無しのもの（<u>2点以上</u>） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等</li> </ul> <p>※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。</p>
法人に係る登記事項証明書 ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（概ね6か月以内のもの）
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	<p><a href="#">一般社団法人環境共創イニシアチブ 先進的窓リノベ事業</a>、<a href="#">一般社団法人環境共創イニシアチブ 次世代省エネ建材の実証支援事業</a>（カテゴリ「窓（防火・暴風・防犯仕様）」、「防災ガラス窓」）又は<a href="#">公益財団法人北海道環境財団 補助対象製品一覧</a>（カテゴリ「窓（居間だけ断熱）」、「窓」、「ガラス」）から設置した設備がわかる部分をご用意ください。</p> <p>※国の補助制度「子育てエコホーム支援事業」の補助対象製品であって、「先進的窓リノベ事業」の補助対象でない製品については対象外。</p>



<p>リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し</p>	<p><b>① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し</b></p> <p>リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる<b>領収書等</b>を提出してください。</p> <p><b>【複数回支払いしている場合】</b> その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。</p> <p><b>【クレジットやローン等での支払い場合】</b> 次のいずれかをご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）</li> <li>・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類</li> </ul> <p>※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。</p> <p><b>【領収書の発行がない場合】</b> <b>領収証明書</b>の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。</p> <p><b>② リース契約書の写し</b></p> <p>リース契約書に<b>①経費の明細</b>、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録を受けている<b>②型番及び設置数</b>、<b>③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日</b>が記載されているもの。</p> <p>※「断熱窓」のみの記載は不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、リスト登録型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、<b>経費内訳書</b>を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。</li> <li>・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。</li> <li>・工事期間について <u>リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は<b>工事着工完了証明書</b>を追加提出ください。</u></li> </ul> <p>ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。</p>
-------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



	<p>なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。</p>
<p>契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数 のとき</p>	<p>複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。</p>
<p>カタログ又は仕様書等の 写し</p>	<p>メーカー名、形状が確認できるもの。 ※メーカーが発行する窓の性能を証明する書類の写しがある場合は、これをもって代用することができます。</p>
<p>設置図面</p>	<p>設置した窓の場所がわかる平面図又は立体図。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。 ※窓の場所がわかるようにマーカー等をし、写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。 ※窓が複数ある場合は、契約書及び写真と照合できるよう、窓のサイズや型式等を書き込むこと。</p> <p>(例)</p> <p>【平面図】</p>  <p>【立面図】</p> 

改修前と改修後の写真	<p>室内から撮影した補助対象となる全ての窓の工事前後の写真。</p> <p>※工事前後で同じ角度から撮影されていること。</p> <p>※工事する窓の場所がわかるようにすること。</p>
未使用品であることを確認できる書類の写し（いずれか1点）	<p><b>メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）、出荷時にガラスに貼られているシールが確認できる書類等の写し</b></p> <p>※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。</p> <p>※メーカーが発行する<b>窓の性能を証明する書類の写し</b>がある場合は、代用することが可能です。</p>
既築住宅であることが確認できる書類（いずれか1点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>検査済証（申請者氏名と検査年月日が記載のもの）の写し</b></li> </ul> <p>※宛名がハウスメーカーの場合は、家屋に係る登記事項証明書、又は固定資産税課税台帳登録事項証明書の写しを併せて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>建築台帳記載事項証明書の写し</b></li> <li>・ <b>固定資産税課税台帳登録事項証明書（家屋）の写し</b></li> </ul> <p>※上記証明書の情報は、当該年度の1月1日時点の情報なので要注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>固定資産税の納税通知書の写し</b></li> <li>・ <b>登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し</b></li> </ul> <p>※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。</p>
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 【申請者が法人格をもたないマンション管理組合である場合】	<p><b>総会の議事録等の写し</b></p> <p>※申請者が代表者として選定されたことがわかる資料であること。</p>
マンション等であることを証する書類（いずれか1点） 【申請者がマンション管理組合である場合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>建築確認通知書の写し</b></li> <li>・ <b>建築基準法第6条の規定による確認済証の写し</b></li> <li>・ <b>記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し</b></li> </ul>

	※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。
請求書 (第4号様式)	<u>原本提出(押印必須)</u> 請求者及び口座名義は申請者と同一であること。